

税務キャッチ・アップ

国際税務関係

海外で車両使用料を支払った場合の留意点

1 はじめに

海外で車両の使用料を支払った場合、所得税法では源泉徴収をする必要はない。ただし、日本と先方国との間に租税条約が締結されている場合には、その使用料が、非居住者に対する国内源泉所得とみなされ、源泉徴収が必要となるケースがある。そこで本稿は、海外で車両使用料を支払った場合の留意点について解説することとする。

2 租税条約の確認

日本が締結している租税条約の多くは、使用料について受領者の居住地国において課税することを前提としながら、所得源泉地国においても課税できる旨を規定している（債務者主義）。これらの租税条約では次のように規定している。

「使用料は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が恒久的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。」

つまり、原則車両の使用料は

支払者側である日本国内で生じたものとし、国内源泉所得として判断される。ただし、先方国に恒久的施設があれば先方国で生じたものとして国外源泉所得となる。恒久的施設の有無が重要な判断材料となる。

3 恒久的施設の判断

恒久的施設に該当するかどうかは、形式的にはなく機能的な面を重視して判定される。

駐在事務所や在外事務所が営業活動を行い、所在国で申告納税などを行っている場合には恒久的施設と判断されるであろう。

しかし、その駐在事務所が情報収集や商品等の保管だけのために設置されている場合には、企業の準備的又は補助的な活動を行うことを目的としていると判断され、恒久的施設に該当しないことも考えられる。この場合には支払う使用料について源泉徴収をする必要が出てくる。

4 設備等の範囲

租税条約で規定している「産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用」には車両の使用も含まれると解釈される。国内法においても非居住者に対する車両の使用料は国内源泉所得として列挙されている（所得税法161①十一ハ、所法令284①）。

5 おわりに

① 租税条約に関する届出書
使用料に係る源泉税の軽減や

免除を受けるために、車両を賃貸する海外の業者がその使用料を受ける日の前日までに租税条約に関する届出を提出する必要がある。海外の業者が単独でこの届出を提出することは難しいため、支払者側である日本の法人などが協力して提出することになる。

② グロスアップ

車両使用料から源泉税を差し引いて支払うことは、実務上困難であることが多い。車両を賃貸する側から考えれば、使用料収入が減額されてしまうため、車両賃借自体をさせないということもあるであろう。

また、税務調査等で後日源泉徴収をすべきことが判明した場合、賃貸側から源泉税相当額を徴収することは困難である。この場合、源泉税を支払者側で負担することになるのであるが、その場合にはグロスアップ計算が必要となる（所得税法221、所基通221-1）。

③ 運転手付きの車両賃借

海外では安全面を考慮して運転手付きで車両を賃借する場合も多い。運転手の人的役務の対価は源泉税の対象とならないため、契約書等での明確な区分をしておくことも必要である。

（右山研究グループ
税理士 樋之口 毅）